

花巻市立宮野目中学校 「いじめ防止基本方針」

平成 26 年 9 月 25 日作成

平成 30 年 3 月 26 日改訂

I いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

本校では教育目標に「思いやりの心を持ち、行動する生徒」「仲間と協力して、より良い生活を築く生徒」を掲げ、生徒が互いに協力し、支え合いながら学校生活を送ることができるよう、あらゆる教育活動を通して集団づくりや社会性の育成に努めている。

しかし、生徒が集団生活を送る中では、生徒間におけるトラブルやふざけが高じていじめに発展することも予想される。いじめは、いじめを受けた生徒の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命・身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるとともに、いじめは全ての生徒に関係する問題である。

生徒が安心して学習や諸活動に取り組むことができるよう、いじめのない学校を目指し、いじめに対する生徒の理解を深めることを旨として「宮野目中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

尚、この方針の策定と実施は、単にいじめを防止することに留まるのではなく、安心・安全な学校づくりによる不登校の防止、集団づくりや社会性の育成、全ての生徒が参加・活躍できる授業改善等、学校教育目標の達成を目指す取組でもある。いじめ防止対策推進法制定の趣旨を真摯に受け止め、その取組を進めたい。

2 いじめの定義

いじめについては、法第 2 条において次のように定義されている。

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

3 いじめの禁止

- (1) 生徒は、いかなる理由があっても、いじめを行ってはならない。
- (2) 生徒は、いじめのない学級や学校の実現のため、いじめがあると思われるときは、当事者に声をかけたり、友だち、先生、保護者等に相談したりする。
- (3) 生徒は、いじめのない学級・学校づくりのために、生徒会活動等とおし、いじめ防止に向けた取組を主体的、積極的に行う。

4 学校及び教職員によるいじめ防止取組の方針

学校及び教職員は、教育活動の充実を図りながら保護者及び関係機関と連携し、学校全体でいじめのない風土づくりに努める。そのため、以下の通り、いじめの未然防止に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には適切・迅速に対処する。

- (1) いじめは、どの学級、どの生徒にも起こり得ることを自覚し、日常的に生徒のよさや変化について共通理解を図り、いじめの未然防止に努めるとともに、早期発見、早期解決を図る体制を構築する。
- (2) 生徒の実態を的確に捉えながら学校の教育活動を展開し、生徒のよさや可能性の伸長に努める。
- (3) いじめを許さないこと、いじめられている生徒を守り抜くことを表明するとともに、いじめの問題については、学校長のリーダーシップのもと組織的に対応する。
- (4) 生徒に対して定期的なアンケートや個別面談を実施するなど、個人情報に配慮しながら学校全体として生徒一人一人の状況の把握に努める。
- (5) 生徒が主体となっていじめのない学校づくりの意識を育むため、発達段階に応じたいじめ防止等に取り組む生徒中心の活動を指導、支援する。

5 いじめ防止基本方針の公表・周知

本校のいじめ防止基本方針については、学校のホームページや学校通信等を通し、保護者等に公開するとともに、その内容を、入学時・各年度の開始時に生徒、保護者、関係機関等に説明する。

II いじめ防止等のための組織の設置

本校におけるいじめの防止・早期発見・対処等の措置を実効的に行うため、いじめの防止等の対策のための組織として「生徒指導委員会」を置く。

1 生徒指導委員会の構成員

生徒指導委員会の構成員は、次の通りとする。

【定例】 校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、学年長、
スクールカウンセラー

【臨時】 上記に加え、学級担任等関係職員

また、必要に応じて、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察関係者等の部外専門家

2 生徒指導委員会の役割

生徒指導委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって以下の通り中核となる役割を担う。

また、対応の手順および内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）については、別途本校のいじめ問題対応マニュアルに定める。

- ① いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割。
- ② いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割。
- ③ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割。

- ④ いじめに係る情報があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、および生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割。
- ⑤ いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携などの対応を組織的に実施する役割。
- ⑥ 取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割。
- ⑦ 年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割。
- ⑧ 学校基本方針が実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校基本方針の見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行を含む）。

Ⅲ いじめの未然防止のための取組

1 教職員による指導について

- (1) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力を養うため、日常の授業をはじめとした全教育活動、特に道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (2) 「きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身に付け、認められているという実感を持った生徒」の育成を図る。
- (3) インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、必要な啓発活動を行う。
- (4) 保護者や地域住民、関係者と連携を図るとともに、いじめ防止に資する生徒の自主的な活動を支援する。

2 生徒による取組について

- (1) いじめの問題を生徒が自分のこととしてとらえ、自発的・主体的に活動、解決に向けた取組ができるよう、継続的に生徒会活動への支援を図るとともに、生徒が主体的に判断し、報告や相談ができるように環境を整え支援する。
- (2) 生徒会のいじめ防止取組として、月ごとに各学年で目標を設定して取組を行う。取組の反省や意識の変容について毎月アンケート調査を実施し、その結果を生徒朝会で発表し、全校の意識向上を図る。

3 教職員の研修について

- (1) いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題（情報モラル含）等に関する校内研修を年間計画に位置付け、年2回以上行う。
- (2) いじめ問題など生徒指導関係の外部研修に参加した教職員による研修内容の伝達講習を随時実施したり、生徒指導関係の情報を職員朝会や通信等で職員に周知したりして、教職員の意識向上に努める。

IV いじめの早期発見のための取組

1 いじめを訴えやすい雰囲気や状況をつくる

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む生徒が相談しやすいよう、日頃から教職員と生徒が信頼関係を築くように心掛ける。
- (2) 年間指導計画に位置付けて、年3回以上の定期的なアンケート調査や担任との教育相談等を実施することにより、児童生徒や保護者等がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- (3) スクールカウンセラーとの個別相談等を積極的に活用するよう周知する。
- (4) 保護者や地域住民、関係者と連携を図るとともに、いじめ防止に資する生徒の自主的な活動を支援する。

2 生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高くする

- (1) 欠席や遅刻・早退、体調不良を訴え度々保健室にやってくる、元気がない等、精神的な面で悩みを抱えていると思われるときは、教職員で状況を共有しその原因を探る。
- (2) 授業中はもとより、休み時間や放課後（部活動）の様子、生活ノート等から交友関係等を把握し、ささいなことでも「いじめの兆候」が感じられる場合は教職員で情報を共有し関わりを持つ。
- (3) けんかやふざけ合いであっても、児童生徒の感じる被害性に着目し、背景にある事情の調査からいじめに該当するか否かを判断する。
- (4) 児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう、児童生徒の言動に注意し、職員室内での情報交換を密にする。
- (5) いじめの疑いに関する情報を共有し、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は個人で判断せずただちに生徒指導委員会に報告・相談し、組織的に対応する。また、いじめの情報を適切に記録する。

V いじめへの対処

1 いじめを認知した場合の基本的対処

いじめを認知した場合の基本的対応は、以下の通りとする。なお、具体的な対応フロー及び役割分担については、別途「対応マニュアル」に定める。

- (1) いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、迅速に当事者と加害者から、具体的な言動について事実確認をする。また、調査後はすみやかに組織へその結果を報告し情報共有する。
- (2) 該当生徒の担任等のみでいじめ問題を処理・対処することのないよう、学校全体で「組織」を活用して対応する。
- (3) 校長をリーダーとし、いじめと認知した時点から早期に、関係者で対応を協議する。
(視点：可能な範囲での複数教員による事実確認、今後の指導方針及び対応、組織体制、被害児童生徒及び教えてくれた児童生徒の安全確保等)
- (4) 「いじめの定義」に基づき、以下の場合にはただちに教育委員会に口頭にて報告する。それを受け、学校と教育委員会では対応を検討する。

- ・重大事態に発展する可能性が予見される場合
 - ・いじめにかかわる問題と認知してから、ある程度の時間を要しても解決に至っていない場合
 - ・当事者間や関係する生徒の間で、指導及び対応に困難さが予見される場合
 - ・その他
- (5) 校長は、事実に基づき生徒や保護者に説明する。
 - (6) いじめる生徒には、毅然とした態度で、事実を即して行為の善悪を理解させ、反省及び謝罪をさせる。
 - (7) 法を犯す行為については、ただちに警察等に連絡し協力を求める。

2 ネット上のいじめへの対処

- (1) ネット上の不適切な書き込み等は直ちに削除する措置をとる。必用に応じ、市教育委員会や警察等の関係機関と連携して対処する。
- (2) インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、保護者の理解を求める。

3 いじめの解消

いじめの解消については、少なくとも次の2つの要件が満たされたものであるものとする。ただし、次の2つの要件を満たしていても、いじめの被害の重大性や個別の状況、組織の判断によっては、より長期の期間を設定し、継続して注視するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること。

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。少なくとも3か月を目安とする。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認することとする。

4 いじめへの対処における教員・学校の基本的対応

- (1) いじめと疑われる行為を発見した場合は、ただちにその行為を止める。
- (2) 「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、その情報を共有し、速やかにいじめられた生徒及び関係生徒から事情を聴き取る。
- (3) いじめられている生徒を守り通すという姿勢を全職員で共有する。
- (4) いじめられた生徒の保護者、及びいじめた生徒の保護者には、迅速に事実関係を伝え理解を得るとともに、継続的に助言し協力を求める。
- (5) いじめを受けた生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、生徒を見守り支える態勢をつくる。また、いじめた生徒には自らの行為の責任を自覚させるとともに、健全な人格の発達に配慮して指導する。
- (6) いじめが起きた集団やそれを見ていた生徒に、いじめは絶対許されない行為であり根絶しようという態度を行き渡らせるよう指導する。

VI 重大事態への対処

1 重大事態のとりえ

重大事態とは、法28条第1項で次のように定義されている。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

①については、例えば、

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に傷害を負った場合
- 金品等に被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

②については、いじめが欠席の要因として疑われ、精神的に不安定な状況にある場合。生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

2 重大事態への対応

(1) 報告について

- ① 学校は、重大事態が発生した場合、ただちに教育委員会に報告する。
- ② 教育委員会は、市長に報告をする。

(2) 調査を行うための組織

- ① 教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、速やかに、その下に組織を設け、当該重大事態に係る公平・中立な調査を行う。
- ② 状況により、「いじめ問題調査委員会」が調査を行う。
- ③ 組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、スクールカウンセラー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）とする。

(3) 調査の実施について

- ① 本調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止に資するために行う。
- ② 学校または教育委員会が主体となり調査を実施するが、その際、客観的な事実関係を速やかに調査することとし、因果関係の特定については慎重を期することとする。学校が主体となる場合であっても、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、適切な支援を行う。

ア いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

- ・ いじめられた生徒を守ることを最優先とし調査を実施する（調査により、被害生徒の学校復帰が阻まれることのないように配慮すること）。

- ・聞き取り調査に当たっては、いじめられた生徒の事情や心情、状況等にあわせて十分にいき、継続的なケアや落ち着いた学校生活、学習ができるよう支援する。
- ・明らかになった事実関係をもとに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

イ いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合

- ・当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取する。
- ・当該保護者と今後の調査について協議し、調査を行う。

ウ いじめている生徒への対応

- ・本人のおかれている状態を理解する。
- ・自分の行った行為について深く反省させる。
- ・相手の気持ちを理解させる。
- ・いじめの動機をつかむ。

エ 留意事項

- ・生徒の自殺が起こった場合の調査については、亡くなった生徒の尊厳を保持しながら、死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに配慮しながら行う。調査に当たっては「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」（平成26年7月1日付文部科学省初等中等教育局長発26文科初第416号）を踏まえ行うものとする。
- ・情報発信・報道対応については、プライバシーに配慮のうえ、事実を確認した内容のみ提供する。なお、初期の段階で、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。

(4) 調査結果の報告

- ① 教育委員会又は学校は、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者等に対して、適時、適切な方法で説明する。

その際、教育委員会または学校は、他の生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、必要に応じて公表する。

- ② 教育委員会は、調査結果を市長に報告する。

(5) 再調査及び措置

- ① 調査の結果を受けた市長は、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の重大事態の発生の防止のための必要があると認めるときは、再調査を行う。

- ② 市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の重大事態の発生防止のために必要な措置を講ずる。なお、再調査を実施したときは、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保した上で、市長が調査結果を議会に報告する。

(6) いじめの解決について

教育委員会は、いじめによる重大事態等が発生した場合、状況に応じて被害者、加害者の双方に対して、学校、保護者、関係機関と連携しながら、いじめ問題の解決に向けた取り組みを実施する。

- ・ 被害生徒へのケアや加害生徒への指導、保護者を交えた話し合いの場の設定等を行い、双方の納得を得る。
- ・ 生徒の日頃の様子を観察したり、面談などを行ったりした結果、通常の生活に戻ったと考えられる場合に解決とする。

3 留意事項

- (1) この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校と市が事実に向き合うことで、当該事態への対峙や同種の事態の発生防止を図るために行う。

Ⅶ 学校評価

学校評価の中に、いじめ防止等のための項目（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処の実施、定期的なアンケートの実施、個人面談等の実施、校内研修の実施等）を入れ評価することにより、いじめ防止対策の充実を図る。

本校の学校評価項目

○いじめ未然防止のための取組は十分行われたか（生徒アンケート）

- ① 学校生活が楽しい
- ② 自分にはよいところがある
- ③ 学校の勉強がわかる
- ④ いじめはどんなことがあってもいけないことだと思う
- ⑤ 人の気持ちが分かる人間になりたいと思う

○いじめの早期発見のための在り方や取組は適切に行われたか（学校自己評価）

- ア いじめ防止の基本方針を理解し、情報共有やいじめ事案への組織的対応がなされている
- イ いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努めている（アンケート・個人面談等）
- ウ いじめが起きにくい・許さない環境作りに学校や生徒会全体で取り組んでいる
- エ いじめ防止にかかる校内研修を計画的に行っている